

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会について

1. 趣旨

支援費制度施行後のホームヘルプサービスの利用や提供の実態を把握した上で、望ましい地域ケアモデル、サービスの質の向上のための取組など障害者（児）に対する地域生活支援の在り方について検討することを目的とする。

2. 検討項目

（1）障害者（児）に対する地域生活支援の在り方

- ① 先進地域事例の分析、評価を通じて、障害者（児）の地域生活を支援するための効果的な地域ケアモデルとは、どのようなものかについて検討する。
- ② その際の主な論点としては、
 - ・ 地域ケアモデルの標準的な支援サービスメニューとして、どのような構成が適当か。（ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ、相談支援、就労支援等）
 - ・ 地域ケアモデルにおいて、自助、共助、公的サービスの組み合わせをどのように考えるか。（公的サービスの守備範囲、自薦ヘルパーや当事者による支援活動の位置づけ等）
 - ・ 地域ケアモデルの地域単位をどのように考えるか。また、地域特性についてどのように考慮すべきか。
 - ・ 望ましい地域ケアモデルの整備はどのように進めていくべきか。また、行政の関与はどうあるべきか。（国、都道府県、市町村の役割等）
 - ・ 地域支援サービスの質の評価はどのように行われるべきか。また、良質のサービスを育成するためにはどうすればいいか。（当事者による評価の位置づけ、サービス提供者の資格等）
 - ・ 望ましい地域生活支援を実現するに当たり、将来の財源についてどう考えるか。

（2）ホームヘルプサービスの国庫補助基準の見直しの必要性の検証

支援費制度施行後の利用状況等を踏まえたホームヘルプサービスの国庫補助基準の見直しの必要性の検証

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会 委 員 名 簿

有留 武司 東京都福祉局障害福祉部長
安藤 豊喜 (財)全日本聾啞連盟理事長
○板山 賢治 (福)浴風会理事長
◎江草 安彦 (福)旭川荘理事長
大熊由紀子 大阪大学人間科学部教授
太田 修平 日本障害者協議会理事・政策委員長
大谷 強 関西学院大学経済学部教授
大濱 真 (社)全国脊髄損傷者連合会副理事長
大森 彌 千葉大学法経学部教授
京極 高宣 日本社会事業大学学長
笹川 吉彦 (福)日本盲人会連合会長
佐藤 進 (福)昴理事長
高橋 純士 立教大学コミュニティ福祉学部教授
竹中 ナミ (福)プロップ・ステーション理事長
谷口 明広 自立生活支援センターきらリンク事務局長
中西 正司 (N P O) D P I 日本国議常任委員、全国自立生活センター協議会代表
早崎 正人 大垣市社会福祉協議会在宅福祉サービス推進室長
村上 和子 (福)シンフォニー理事長
室崎 富恵 (福)全日本手をつなぐ育成会副理事長・地域生活支援委員会委員長
森 貞述 高浜市長
森 祐司 (福)日本身体障害者団体連合会事務局長
山路 憲夫 白梅学園短期大学福祉援助学科教授

平成15年9月30日現在

計22名（五十音順、敬称略）

◎は座長、○は座長代理

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会 作業班の委員名簿

（◎は議長）

○ 全身性障害者等長時間介護が必要な者に関する支援の在り方作業班

有留 武司	東京都福祉局障害福祉部長
板山 賢治	(福) 浴風会理事長
太田 修平	日本障害者協議会理事・政策委員長
大濱 真	(社) 全国脊髄損傷者連合会副理事長
◎ 高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
谷口 明広	自立生活支援センターきらリンク事務局長
中西 正司	(NPO) DPI日本会議常任委員、全国自立生活センター協議会代表
森 祐司	(福) 日本身体障害者団体連合会事務局長
山路 憲夫	白梅学園短期大学福祉援助学科教授

○ 視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班

有留 武司	東京都福祉局障害福祉部長
安藤 豊喜	(財) 全日本聾啞連盟理事長
◎ 板山 賢治	(福) 浴風会理事長
笹川 吉彦	(福) 日本盲人会連合会長
高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
山路 憲夫	白梅学園短期大学福祉援助学科教授

○ 知的障害者・障害児に関する支援の在り方作業班

有留 武司	東京都福祉局障害福祉部長
板山 賢治	(福) 浴風会理事長
小泉 渉	(福) 全日本手をつなぐ育成会本人活動代表委員会
佐々木 信行	(NPO) ピープルファースト東京事務局長
高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
村上 和子	(福) シンフォニー理事長
室崎 富恵	(福) 全日本手をつなぐ育成会副理事長・地域生活支援委員会委員長
◎ 山路 憲夫	白梅学園短期大学福祉援助学科教授

これまでの開催状況

<障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会>

平成15年

5月26日（第1回） { 障害者（児）の地域生活支援施策の現状
今後の進め方について

6月 9日（第2回） 委員からの意見発表（1回目）

6月24日（第3回） 委員からの意見発表（2回目）

7月17日（第4回） { 関係者からのヒアリング（1回目）
・ 重症心身障害児（者）関係
・ 知的障害者本人
・ 地域ケア・ネットワークの実践例（滋賀県）
データ収集の進め方について（1回目）

7月30日（第5回） { 関係者からのヒアリング（2回目）
・ 自閉症関係
・ 地域ケア・ネットワークの実践例（横浜市、北信圏域）
データ収集の進め方について（2回目）

8月26日（第6回） 関係者からのヒアリング（3回目）
・ 海外の動向（米、スウェーデン、英、独）

9月 8日（第7回） { 地域生活を支えるサービス体系の在り方について（1回目）
高齢者介護研究会報告書について（報告）
平成16年度概算要求について（報告）

9月30日（第8回） 地域生活を支えるサービス体系の在り方について（2回目）
支援費制度の施行状況調査（抽出調査分の報告）

10月14日（第9回） 地域生活を支えるサービス体系の在り方について
(3回目、ホームヘルプサービス等居宅支援サービスについて)

10月28日（第10回） 地域生活を支えるサービス体系の在り方について
(4回目、就労、住まい等の施策について)
居宅生活支援サービスの利用状況調査（報告）

11月14日（第11回） 平成15年度ホームヘルプ予算の執行について（報告）
サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方について
地方3団体からのヒアリング（1回目、全国知事会）

11月26日（第12回） サービス供給を支える基盤の在り方について
地方3団体からのヒアリング
(2回目、全国市長会、安芸たかた広域連合（全国町村会推薦))

12月12日（第13回） 今後の検討会の進め方等

平成16年

1月22日（第14回） 平成16年度政府予算案について（報告）
社会保障審議会障害者部会について（報告）
介護制度改革本部について（報告）
今後の検討会の進め方について
今後の居宅生活支援サービスの事業運営上の工夫について

2月26日（第15回） 支援費制度の施行状況と平成16年度以降の事業運営について

<視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班>

2月 9日（第1回） これまでの議論の整理と検討項目の確認

2月 24日（第2回） 委員以外の関係者からのヒアリング

<知的障害者・障害児に関する支援の在り方作業班>

2月 17日（第1回） これまでの議論の整理と検討項目の確認

3月 3日（第2回） 委員以外の関係者からのヒアリング

<全身性障害者等長時間介護が必要な者に関する支援の在り方作業班>

2月 23日（第1回） これまでの議論の整理と検討項目の確認

3月 10日（第2回） 委員以外の関係者からのヒアリング

今後の検討会の進め方(案)

平成15年12月12日

- 本年4月より、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本とする支援費制度がスタートした。

本検討会では、このような支援費制度が目指す理念を実現し、障害者（児）の地域生活支援の充実を図るための方策について、本年5月以降、検討を進め、年内に一巡の議論を終えた。

- 来年1月からの二巡目以降の議論においては、これまでの議論も十分に踏まえ、下記の論点に沿って、さらに精力的に具体的な検討を進めていく必要がある。

記

1. ライフステージ等に応じたサービス体系の在り方

- ホームヘルプサービス等について
- 就労支援について
- 住まいについて
- 公的サービスとそれ以外のサービスの在り方について

2. サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方

- 相談支援、ケアマネジメント、サービス調整等の在り方について

3. サービス供給を支える基盤の在り方

- 財源の在り方について
- サービスの提供基盤・人材の在り方について

障害者の就労支援に関する省内検討会議の設置について

平成16年2月18日設置

1 趣旨

現在、障害者の多くは企業での就労を望んでいるが、実際には、いわゆる福祉的就労から一般就労へ移行した者は約1%にとどまっている。

また、盲、聾、養護学校高等部卒業者の進路をみると、2割が就職であるのに対し、6割弱が施設・医療機関となっている。

このような状況を改善し、障害者の福祉的就労から一般就労への移行の促進等の仕組みを構築するに当たり、雇用と福祉の連携を深め、制度横断的な施策の調整を行うため、障害者の就労支援に関する省内検討会議を設置する。

2 構成員

構成員は、次のとおりとする。

厚生労働審議官

職業安定局高齢・障害者雇用対策部長

職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長

職業能力開発局長

職業能力開発局総務課長

能力開発課長

社会・援護局保護課長

社会・援護局障害保健福祉部長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

障害福祉課長

精神保健福祉課長

参事官（労働政策担当）

その他、必要に応じ、省内の関係課の協力を求める。

3 検討項目

- (1) 雇用支援策の強化
- (2) 働く場の拡大
- (3) 福祉的就労から一般就労への移行の促進

4 その他

事務局は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が、職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発局能力開発課の協力を得て行う。

精神保健福祉施策の見直しについて

1. 精神保健福祉対策本部中間報告(平成15年5月)

- 精神保健医療福祉の諸課題について全省的な体制の下に計画的かつ着実な推進を図ることを目的として、平成14年12月に厚生労働大臣を本部長とする対策本部を設置。

昨年5月に、今後厚生労働省として取り組むべき施策の方向性について中間報告を取りまとめ。

[中間報告のポイント(今後優先的に取り組むべき課題)]

- ① 普及啓発(精神疾患及び精神障害に対する理解の促進)
- ② 精神医療改革(精神病床の機能分化を通じた医療の質の向上や救急体制を含めた地域ケアの体制整備)
- ③ 地域生活支援(居住先の確保・雇用支援の促進・相談機関の充実)
- ④ 受入条件が整えば退院可能な者の早期退院・社会復帰の実現

2. 精神保健福祉施策に関する3検討会の開催

- 中間報告を受け、精神保健福祉施策において優先的に取り組むべき課題に対応するため、昨年秋以降、下記3検討会が順次発足し、活発な議論を展開。

[心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会]

- ① 第1回検討会:平成15年 10月 8日(水)
- ② 第2回検討会: 11月21日(金)
- ③ 第3回検討会:平成16年 1月19日(月)
- ④ 第4回検討会: 2月13日(金)

[精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会]

- ① 第1回検討会:平成15年 10月 8日(水)
- ② 第2回検討会: 11月12日(水)
- ③ 第3回検討会: 12月11日(木)
- ④ 第4回検討会:平成16年 1月29日(木)
- ⑤ 第5回検討会: 2月23日(月)

[精神病床等に関する検討会]

- ① 第1回検討会:平成15年 9月 9日(火)
- ② 第2回検討会: 10月27日(月)
- ③ 第3回検討会: 12月 1日(月)
- ④ 第4回検討会:平成16年 2月 6日(金)
- ⑤ 第5回検討会: 2月17日(火)

3. 今後のスケジュール(予定)

○ 今後、月1回程度の割合で検討会を開催。

(心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会)

→ 年度内を目途に普及啓発指針を作成。

(地域生活支援の在り方に関する検討会、精神病床等に関する検討会)

→ 以下のスケジュールに沿って、検討を進める。

- ・ 春頃 検討会において中間的な取りまとめ
- ・ 春～夏 精神保健福祉法改正関連事項につき引き続き議論
- ・ 夏頃 検討会としての報告書取りまとめ
- ・ 秋～ 社会保障審議会障害者部会において制度改正に係る審議

心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会運営要綱

1. 趣旨

平成14年12月に公表された社会保障審議会障害者部会精神障害者分会報告にあるように、今後の精神保健福祉施策を進めるにあたっては、精神疾患及び精神障害者に対する正しい理解の促進を図ることは、各施策に共通する重要かつ必要不可欠な視点である。さらに、厚生労働大臣を本部長とした精神保健福祉対策本部の「中間とりまとめ」が平成15年5月に発表され、その中でも精神保健福祉施策に関して「入院医療中心から地域生活中心へ」という方向を押し進めていくためには、精神疾患及び精神障害者に対する正しい理解の普及・啓発などが重要であるとされている。しかし、残念ながら、精神疾患等に対する正しい理解は十分とはいえない現状であり、精神疾患等に対する正しい理解の普及・啓発は急務であるといえる。

検討会は、精神疾患等に対する正しい理解の普及・啓発のための指針の策定及び普及・啓発方策について検討することを目的とし、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が開催するものである。

2. 検討課題

- ① 精神疾患及び精神障害者に対する正しい理解の普及・啓発のための指針策定
- ② 具体的な普及・啓発方策

3. 座長・副座長

検討会に座長、その補佐を行う者として副座長を置くものとする。座長は構成員の中から互選により、副座長は座長の指名により選出するものとする。

4. 運営

- ① 検討会は、座長が必要に応じて招集する。
- ② 検討会は、その決定に基づき、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

5. その他

- ① 検討会は、原則として公開する。
- ② 検討会の事務局は、障害保健福祉部精神保健福祉課において行う。

心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会 構成員

平成15年10月現在（敬称略）

荒井 洋	社会福祉法人 全国精神障害者社会復帰施設協会 常務理事
石原 重雄	千葉県流山市 助役
稻葉 康生	毎日新聞社 論説委員
大野 善三	日本医学ジャーナリスト協会 会長
岡本 裕之	聖徳大学付属聖徳中学校・聖徳高等学校 校長
小野 光子	社団法人 日本看護協会 常任理事
北村 尚人	三菱重工業株式会社 人事部主席
きたやま おさむ	エッセイスト
木太 直人	日本精神保健福祉士協会 副会長
齊藤 貞夫	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部長
佐藤 和信	株式会社 電通 広報室長
鮫島 健	社団法人 日本精神科病院協会 副会長
◎高橋 清久	国立精神・神経センター 名誉総長 財団法人 精神・神経科学振興財団 理事長
中井 和代	横浜市青葉区精神障害者家族会あおば会
仲野 栄	社団法人 日本精神科看護技術協会 常務理事
西島 英利	社団法人 日本医師会 理事
林 誠子	日本労働組合総連合会 副事務局長
○広田 和子	精神医療サバイバー
藤臣 栄子	漫画家 エッセイスト
藤田 健三	岡山県精神保健福祉センター センター長

◎ 座長

○ 副座長

論 点 整 理

1. 普及啓発の基本的方向性

2. 国民の認識の現状と国民に向けた分かりやすいメッセージ（指針）

（1）正しく理解する

（2）態度を変える・行動する

3. 指針の趣旨の普及方法

（1）基本の方針

① 普及の対象者層に応じた情報発信

② 国民に接する機会の多い者や当事者の役割の重視

（2）主体別の取り組み

① 当事者、当事者家族

② 保健医療福祉関係者、地域活動関係者

③ 雇用や教育の関係者

④ 行政職員、メディア関係者

⑤ その他

精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会開催要綱

1. 趣旨

社会保障審議会障害者部会精神障害分会が平成14年12月19日に公表した報告書「今後の精神保健医療福祉施策について」においては、「入院医療主体から地域における保健・医療・福祉を中心としたあり方へ転換する」という基本的な考え方に基づき、具体的な施策の進め方を提言している。

同報告書では、地域精神保健福祉のあり方について、入院患者の社会復帰や、地域における生活を支援するための施設やサービス等の整備が十分進んでいないこと等を踏まえ、在宅福祉サービスの充実、地域保健及び多様な相談体制の確保、社会復帰施設の充実等の課題について、検討を進める必要があるとしているところである。

このため、有識者等からなる検討会において、これらの課題について検討を行う。

2. 検討課題

- 1) 精神障害者に対する地域生活支援の現状について
 - 2) 必要なサービスの種類・量について
 - 3) 今後必要となる取組について
- 等

3. 座長

検討会に座長を置くものとする。座長は、構成員の中から互選により選出するものとする。

4. 会議

- 1) 検討会は座長が必要に応じて招集する。
- 2) 検討会は必要に応じて小委員会を開催して検討を行うことができる。

5. 参考人

座長は、必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

6. その他

- 1) 当検討会は原則として公開とする。
- 2) 当検討会の事務局は障害保健福祉部精神保健福祉課が行う。

精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会

委 員 名 簿

○	板 山 賢 治	社会福祉法人浴風会理事長
	伊 藤 雅 治	社団法人全国社会保険協会連合会理事長
	上 森 得 男	厚木市家族会「フレッシュ厚木」理事
	大 谷 強	関西学院大学経済学部教授
	尾 崎 真 弓	第2すみれ共同作業所指導員
	加 藤 真 規 子	NPOこらーる・たいとう代表
	金 子 鮎 子	全国精神保健職親会連合会副会長
	木 村 真 理 子	日本女子大学人間社会学部社会福祉学科教授
	倉 知 延 章	東京福祉大学助教授
	香 野 英 勇	社団法人やどかりの里理事
	佐 藤 進	埼玉県立大学保健福祉学部社会福祉学科教授
	末 安 民 生	慶應義塾大学看護医療学部助教授 社団法人日本精神科看護技術協会常任理事
◎	高 橋 清 久	国立精神・神経センター名誉総長 財団法人精神・神経科学振興財団理事長
	高 橋 紘 士	立教大学コミュニティー福祉学部教授
	谷 野 亮 爾	社団法人日本精神科病院協会常務理事
	鶴 見 隆 彦	社団法人日本作業療法士協会常務理事 川崎市リハビリテーション医療センター
	寺 田 一 郎	社会福祉法人全国精神障害者社会復帰施設協会副会長
	寺 谷 隆 子	日本社会事業大学社会福祉学部教授
	西 島 英 利	社団法人日本医師会常任理事
	光 武 顕	佐世保市長
	村 田 明 子	社団法人日本看護協会東北地区理事
	山 中 朋 子	青森県健康福祉部長

(敬称略、50音順、◎は座長、○は副座長)

地域生活支援に関する論点

(「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」論点整理より)

1 ライフサイクル等に応じた地域生活支援の在り方
(中高年層、現役層、未成年層、重度障害者)

2 マネジメントの在り方

3 受入条件が整えば退院可能な患者への地域生活支援としての対応の方向
(入院期間の違い、年齢・状態等の違い、本人の意向) に応じた施策の方向

4 各種サービス・各実施主体の機能と将来の在り方

- ① 就労・職業訓練との関係
- ② 訓練・生活支援、生活の場（住まい）との関係
- ③ マネジメント・相談支援との関係
- ④ 当事者活動の位置づけ
- ⑤ 国・都道府県・市町村の役割
- ⑥ これらを担う人材の在り方

5 財源（配分）の在り方

- ① 精神障害者施策に関する財源配分の在り方（所得保障・医療・福祉等）
- ② 精神障害者施策に関する財源構成の在り方（利用者負担、公費、保険料）
- ③ 支援の必要度等に応じた効率的な財源配分の在り方

精神病床等に関する検討会開催要綱

1. 趣旨

社会保障審議会障害者部会精神障害分会が平成14年12月19日に公表した報告書「今後の精神保健医療福祉施策について」においては、「入院医療主体から地域における保健・医療・福祉を中心としたあり方へ転換する」という基本的な考え方に基づき、具体的な施策の進め方を提言している。同報告書では、精神医療のあり方について、諸外国に比べ精神病床数が多いこと、精神病床数に地域偏在がみられること、最近の精神科診療所の増加傾向等の実情や、精神病床の機能分化が成熟していないこと等を踏まえ、精神医療における地域医療のあり方、精神病床の機能分化等の課題について、検討会を設置して検討を進める必要があるとしているところである。

このため、有識者等からなる検討会において、これらの課題について検討を行う。

2. 検討課題

- 1) 地域医療における精神医療のあり方
- 2) 精神病床の役割と機能分化等のあり方
- 3) 地域の精神保健医療の体制について、医療計画に記載することが望ましい事項
- 4) 精神病床の基準病床数算定式のあり方
- 5) 精神病床の人員配置基準のあり方、等

3. 座長・副座長

検討会に座長、その補佐を行う者として副座長を置くものとする。座長は委員の中から互選により、副座長は座長の指名により選出するものとする。

4. 会議

- 1) 検討会は座長が必要に応じて召集する。
- 2) 検討会は必要に応じて小委員会を開催して検討を行うことができる。

5. 参考人

座長は、必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

6. その他

- 1) 当検討会は原則として公開とする。
- 2) 当検討会の事務局は障害保健福祉部精神保健福祉課が行う。

精神病床等に関する検討会構成員

○ 伊藤 雅治	社団法人 全国社会保険協会連合会 理事長
猪俣 好正	社団法人 全国自治体病院協議会精神科特別部会 会長
岡谷 恵子	社団法人 日本看護協会 専務理事
門屋 充郎	日本精神保健福祉士協会 監事
◎ 吉川 武彦	中部学院大学 教授
窪田 彰	社団法人 日本精神神経科診療所協会 副会長
佐藤 茂樹	日本総合病院精神医学会 理事
新保 祐元	社会福祉法人 全国精神障害者社会復帰施設協会 理事長
高橋 清久	国立精神・神経センター 名誉総長 財団法人 精神・神経科学振興財団 理事長
津久江 一郎	社団法人 日本精神科病院協会 副会長
対馬 忠明	健康保険組合連合会 常務理事
長尾 卓夫	社団法人 日本精神科病院協会 副会長
仲地 瑞明	社団法人 日本精神科看護技術協会 常務理事
納谷 敦夫	全国衛生部長会
西島 英利	日本医師会 常任理事
南 砂	読売新聞東京本社編集局解説部 次長
山梨 宗治	福岡県精神障害者連絡会 事務局長
山本 深雪	NPO大阪精神医療人権センター 事務局長

◎ 座長 ○ 副座長

計18名(五十音順、敬称略)

精神医療改革に関する論点 (「精神病床等に関する検討会」論点整理より)

1 精神病床の役割と機能分化等のあり方

- 患者の病態と機能分化のあり方（急性病棟、療養病棟等）
- 公私等の病院の役割分担

2 精神病床の人員配置基準のあり方

3 受入条件が整えば退院可能な患者について病床機能区分として対応する方向

- 入院期間の違い、年齢・状態等の違い、本人の意向に応じた施策の方向

4 現在の病床区分を前提とした、現行の病床算定式の見直しの方向

5 地域医療体制のあり方

- 精神保健福祉法等に関する事項（入院形態、処遇方法等）
- 医療法、医療計画等に関する事項（通院医療体制、精神科救急医療体制等）